

令和5年5月17日
第1回多摩市子ども・子育て会議
報告資料5

多摩市認可保育所等医療的ケア児受入れガイドライン

令和5年3月

多摩市

はじめに

日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもは、医療技術の進歩とともに増加し、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。重い障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもやその家族が安心して暮らせるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させ、関係機関の連携を更に強化することが求められています。

多摩市では、令和3年3月に「多摩市保育所医療的ケア児対応会議」を設置し、市の関係機関、保育所等が情報共有を行い、入所を希望する医療的ケア児がより安全に保育を受けられる体制の構築を行っています。

また、市内認可保育所等で円滑に受け入れる体制を整えられるように「多摩市認可保育所等医療的ケア児受入れガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインでは受け入れにあたり必要となる基本的な事項や留意事項等を示し、多摩市全園で受入れ体制を整えることを目的としていますが、保育所等の状況や保護者の意向等を十分に把握したうえで個別に検討し、医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供されるように柔軟な対応を行うことが求められます。そのため、本ガイドラインは2年に1回を目途に見直しを行い、改正が必要な場合は適宜修正を行います。また、改訂をした場合は、改めて関係機関に周知を行います。

本ガイドラインを活用し、医療的ケア児の保育所等での受け入れを進めるとともに、引き続き医療的ケア児の置かれている状況の把握に努め、保育の実施状況を検証しつつ、適宜見直しと充実を図っていきます。

本ガイドラインにおける【医療的ケア】とは、

医療的介護行為のうち治療を目的としない次に掲げるもので、当該保育所等の活動の妨げにならない範囲の内容、頻度等で行うことができるものを指します。

- (1) 経鼻又は胃ろうによる経管栄養
 - (2) 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ（切開孔）からの気管内吸引
 - (3) その他、多摩市長が必要と認めるもの
- (『多摩市保育所における医療的ケア実施要領』 参照)

(目次)

第1 基本的事項	4
1 受け入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象児童	
4 受け入れ体制	
第2 医療的ケア児の入所までの手続き	5
1 入所相談	
2 受け入れ可能性の検討	
3 保護者、保育所等及び子育て支援課の三者で面談	
4 関係機関からの意見聴取	
5 多摩市保育所医療的ケア児対応会議の開催	
6 医療的ケアの実施に関する結果通知	
7 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成	
8 入所審査	
9 主治医面談について	
10 入所準備	
第3 医療的ケア児の入所後の継続等について	9
1 医療的ケアの継続審査について	
2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 2ヵ月以上の長期欠席について	
第4 保育所での受け入れについて	10
1 医療的ケアを必要とする児童の保育	
2 医療的ケアの実施者について	
3 医療的ケアの安全な実施体制について	
4 緊急時の対応	
5 職員の研修	
6 感染対策	
第5 保護者の了承事項	13
1 医療的ケアについて	
2 なれ期間（ならし期間）	
3 体調管理及び保育の利用中止等	
4 緊急時及び災害時の対応等	
5 退所等	
6 情報の共有等	
7 その他	

様式 17
【参考】多摩市保育所における医療的ケア実施要領 31
【参考】多摩市保育所医療的ケア児対応会議設置要綱 34

第1 基本的事項

1 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受け入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は次の行為の実施を基本とする。

- (1) 経鼻又は胃ろうによる経管栄養
- (2) 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ（切開孔）からの気管内吸引
- (3) その他、多摩市長が必要と認めるもの

【具体例】

- ・たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・経管栄養（経鼻経管、胃ろう）
- ・導尿（看護師による導尿や自己導尿）

3 対象児童

2に記載する医療的ケアを必要とする児童のうち、主治医より集団保育が可能であるとの判断を受けており、当該年度の4月1日時点で、3歳の誕生日を迎えている児童であること。

なお、保育所等や児童の状況により受入れに関する確認ができた場合は、1歳の誕生日を迎えている児童から受入れを行うことができるものとする。

4 受け入れ体制

- (1) 受け入れ時期は、4月1日入所を基本とする。

ただし、年度途中での申請については、保育所等の状況等により受入れが可能な場合は、本ガイドラインに沿って入所（入所申請）を可能とする。

- (2) 医療的ケアの実施可能保育所は、園の状況や必要とする医療的ケアの内容をふまえて多摩市保育所医療的ケア児対応会議（以下、「対応会議」という。）にて決定する。なお、実際の入所の可否については、市の利用調整により決定する。

- (3) 医療的ケアを実施できる時間の範囲として原則、平日（月～金曜日）の1日8時間（午前8時30分～午後4時30分の間）の範囲とし、保育所等と調整の上で決定することとする。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

※（ ）内は4月入所を基準とした目安を表しています。

1 入所相談（入所申請月の5ヶ月前程度）

- (1) 保育所等及び多摩市（以下、「市」という。）は、本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育所等及び市は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。
- (3) 市は医療的ケア児の利用申込みに必要な書類の説明を行う。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。
- (4) 保護者は、児童が集団生活の中で安全に過ごすことが出来るか、他の児童との関わりで危険が生じないか等、医療的ケアの実施だけでなく保育の観点から他に配慮すべき項目がないかを含め確認するため、入園を希望する保育所等の訪問・見学を行い、入園を希望する保育所等を決定する。
- (5) 保育所等は、訪問・見学時に児童の健康状況及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から集団保育を実施することが可能か確認する。

2 受け入れ可能性の検討（入所申請月の4ヶ月以上前）

- (1) 保護者は、かかりつけ医等に依頼し、「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式2. 主治医意見書」を作成する。なお、「様式2. 主治医意見書」の経費については、保護者の負担とする。
- (2) 保育所等及び市は、保護者から上記書類を受領し、保護者の意向や児童の状況を確認する。
- (3) 保育所等は、上記書類等に基づいて保育所等での受け入れの可能性を検討する。

3 保護者、保育所等及び市の三者で面談（入所申請月の4ヶ月以上前）

- (1) 保護者、保育所等の三者は、必要に応じて日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について情報共有を行う。
- (2) 保護者は、面談が行われた場合は保育所等の利用について共有すべき事項等を保育所等及び市へ伝える。
- (3) 保育所等及び市は、面談の結果をもとに受け入れの可能性及び検討事項を確認する。

4 関係機関からの意見聴取（入所申請月の4ヶ月以上前）

- (1) 保育所等または市は、集団保育が適切であるか及び受け入れにおける安全管理などについて、必要に応じて保護者同意の上で関係機関に意見を求め、三者で情報共有を行う。

5 多摩市保育所医療的ケア児対応会議の開催（入所申請月の3ヶ月以上前）

- (1) 市は、集団保育が適切であるか及び受け入れにおける安全管理などについて、対応会議を開催し、対応会議内で児童が医療的ケア児に該当するか否かの判定、保育所等における医療的ケアの実施に関して協議、情報共有等を行う。
- (2) 市は、対応会議の決定により、児童の入所調整における指数に関して、医療的ケア児に関する調整指数の加算を行う。

6 医療的ケアの実施に関する結果通知（対応会議後、早期に）

- (1) 市は、対応会議の結果、保育所等で受け入れが可能であると認定された場合は、保護者に「様式3. 医療的ケア内定通知書」を送付する。（保育所への入所決定は決定後、別途通知を行う）なお、受け入れは1年度単位（最長年度末まで）とし、更新手続き等を要することを条件として内定とする。なお、通常の入所継続手続き以外の手続きが必要となる場合は、保護者に対して別途市から連絡を行う。
- (2) 市は、対応会議の結果、保育所等で受け入れが不可能であると認定された場合は、保護者に「様式3. 医療的ケア保留通知書」を送付する。
なお、利用保育所の希望を変更する場合や、児童の健康状態等の変化により受け入れについて再検討する必要がある場合は、再度受け入れの可能性を検討するものとする。

7 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成（医療的ケア内定通知書内定通知後、早期に）

- (1) 保護者は、主治医に「様式4. 医療的ケア指示書」の作成を依頼する。なお、「様式4. 医療的ケア指示書」の経費については、保護者の負担とする。
- (2) 保護者は、市または保育所等に「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する。
- (3) 保育所等は、保護者から提出された「様式4. 医療的ケア指示書」に基づき、必要に応じて保育所等及び市と受け入れに関する確認や面談等を行う。
- (4) 市は、受け入れの可能性を保育所等に確認した後、「様式5. 医療的ケア実施通知書」を保護者に送付する。
- (5) 保護者は、医療的ケア実施通知書に基づき「様式6. 医療的ケア実施承諾書」を市または保育所等に提出する。

8 入所審査（入所申請）（多摩市保育所等入所のしおりに準ずる）

- (1) 市は、本ガイドラインに基づいて児童の受け入れを適切に行うことができる場合には、医療的ケア児に関する加算をした上で児童の入所審査を行い、「保育所入所承諾書（及び教育・保育給付認定（変更）通知書）」により入所の決定または保留の通知を行う。

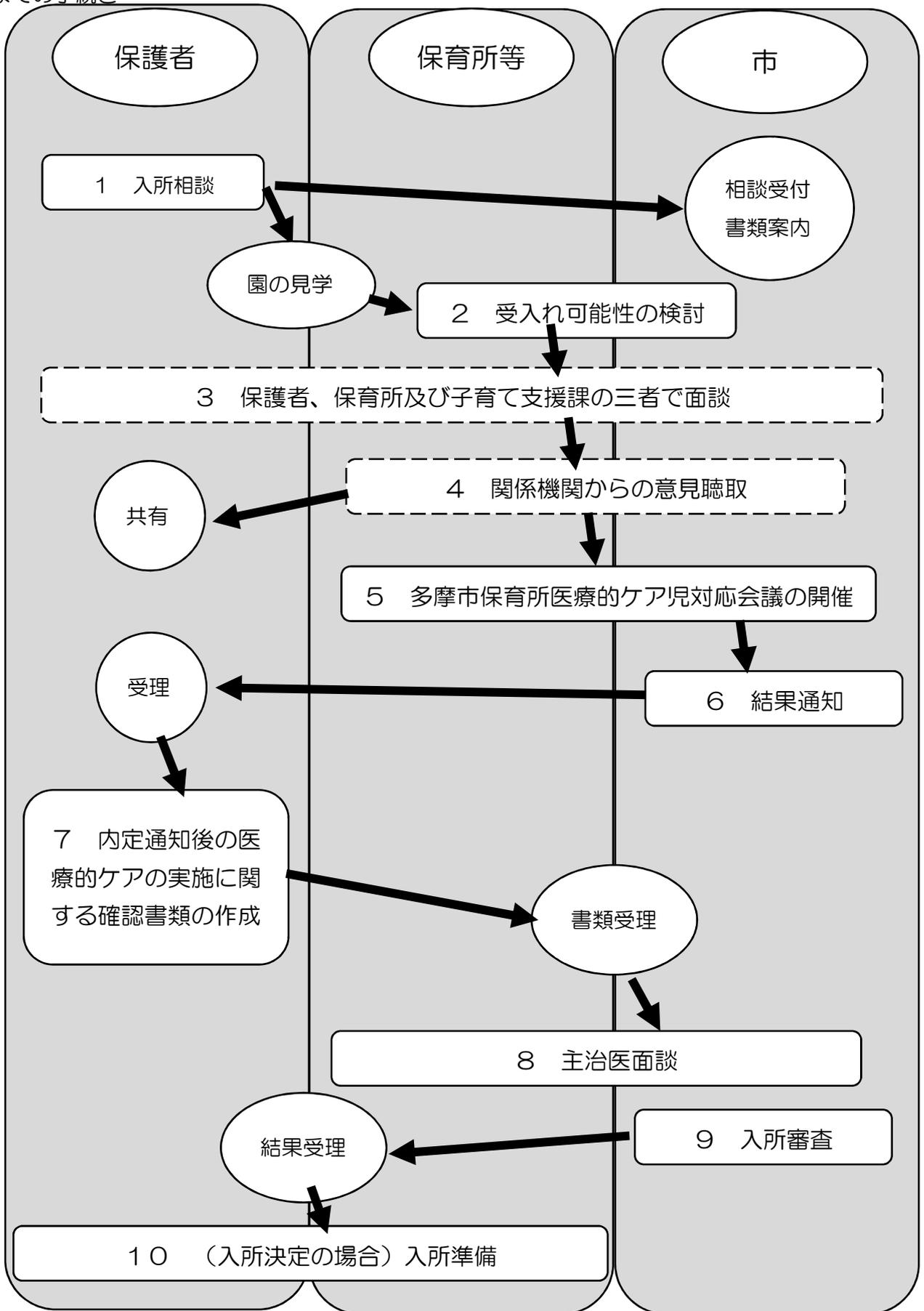
9 主治医面談について（入所1ヶ月前～入所後早期に）

- （1） 保育所等及び市は、医療的ケアの実施にあたって主治医からの指示書等を十分に確認するとともに、必要に応じて保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。
- （2） 保育所等及び市は、必要に応じて「様式4. 医療的ケア指示書」の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

10（入所決定した場合）入所準備（入所決定後～）

- （1） 保育所は、児童の入所が決定した場合、「様式9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル」を作成する。作成においては、必要に応じて関係機関や児童のかかりつけ医等に助言を求める。
- （2） 保護者は、保育所が作成した「様式9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル」について確認する。

入所までの手続き



[] = 必要に応じて実施

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

- (1) 市は、既に保育所等に在籍している医療的ケア児について、保育の継続を確認し、関係機関に意見を求めるため、翌年度の開始前に対応会議を開催する。
- (2) 市は、対応会議の結果、引き続き医療的ケアの実施が可能と認定した場合は、保護者に「様式3. 医療的ケア内定通知書」を送付する。

2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 受け入れ後、かつ、1年度単位の継続認定前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する。
- (2) 市及び保育所等は、申請書類、児童の健康状態等に基づき、集団保育の継続実施について検討し、次年度の開始前に対応会議を開催する。
- (3) 対応会議等の結果、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合や保育所等での受け入れが不可能となった場合は、原則として退所となる。対応会議の結果、退所が決定した場合、市は保護者及び関係機関にその旨を報告する。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。また、保育所等は、市及び関係機関にその旨を報告する。

3 2ヶ月以上の長期欠席について

- (1) 入院加療等の医療的ケアに関わる理由により2ヶ月以上の長期欠席をした後に保育所等の利用が再度可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求める。
- (2) なお、保護者の自己都合等の理由により長期欠席が続いた場合、保育の必要性がないと判断され、通常通り退所となる。

第4 保育所での受け入れについて

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

(1) 保育方針に基づく医療的ケア児への対応

- ①児童の障害及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- ②医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を構成する。
- ③児童の発達状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- ④児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- ⑤登降所時の保護者との引き継ぎや定期的な個人面談等により、児童の保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支援するよう努める。また、必要があれば相談機関等と連携する。

2 医療的ケアの実施者について

- (1) 保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。
- (2) 担当保育士が該当児童の医療的ケアに関する研修（公益財団法人東京都福祉保健財団等が実施する喀痰吸引等研修（第3号研修））等を受講し、ケアの実施が認められている場合においては、その範囲内で担当保育士も医療的ケアを行うものとする。

3 医療的ケアの安全な実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所は、「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式4. 医療的ケア指示書」の内容を確認し、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、市、保育所等（施設長、保育士、看護師等）の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施にあたっては、保育所等は、医療的ケアが安全に実施できるよう職員体制を構築する。

(2) 医療的ケア実施関係者の役割

児童が保育所内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、市、保育所等（施設長、保育士、看護師等の職員）、嘱託医、主治医が連携・協働する。

- ① 保育所等は、保護者や主治医との連絡の窓口となるとともに、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施の総括管理を行う。
- ② 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所内での生活の状況を保護者に報告する。また、医療的ケアの実施の際、医療行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐する。
- ③ 看護師及び医療的ケアに関する研修等を受講し、ケアの実施が認められている担当保育士は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「様式9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

- ④ 嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。
- ⑤ 保護者は主治医、保育所等とやり取りを行い、連携関係を構築する。また、家庭生活での健康状態について、登所時に「様式7. 医療的ケア 児童在籍連絡票」等を使用し伝達する。

(3) 衛生管理

- ① 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
- ② 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 医療機器および物品管理

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を保育所等へ提供する。その際、「様式8. 医療機器等預かり同意書」を提出し、物品の管理を行う。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

(5) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「様式9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル」等の書類は、保育所等にて必要期間（5年保存を基準とする）保管する。

4 緊急時の対応

- (1) 保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。
- (2) 保護者は、緊急時の対応については事前に保育所等と対応の流れを共有し、保育所等と同意を得ておく。また、緊急時の受入れ先を保育所等に伝えるとともに、受入れ先の医療機関等にも緊急時の対応について確認を済ませておく。
- (3) 保育所等は、保護者と緊急時の受入れやその他対応について情報共有を行い、保育所等で定めている事故発生時の対応の流れの他、個別対応が必要な場合は対応について保育所等内で共有を行う。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、必要に応じて迅速に救急車にて搬送する。保育所等は、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示のもと保護者に連絡する。
- (5) 保護者は、児童の状況については、保育所等と情報共有後、主治医に報告する。
- (6) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。また、病院搬送時には病院に直行する。
- (7) 保育所等は事前に確認を済ませた緊急時の受入れ先が主治医と異なる場合や、やむを得ず別の受入れ先にて対応を行った場合は、後で主治医、関係機関等に報告を行う。

5 職員の研修

- (1) 保育所等及び市は、児童の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。
- (2) 研修は、保育所等が個別で実施するものの他、国、都、その他関係機関が実施する研修を適宜受講する。

6 感染対策

感染対策については、「保育所における感染症ガイドライン（2018 年改定版）（2022（令和 4 年）10 月一部改訂）」に準じた感染対策を行う。

第5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得る。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「様式2. 主治医意見書」(入所申請時)、「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する必要があること。
- (2) 保育所等は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、保育所等及び市担当者が受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (3) 保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (4) 看護師の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。
- (5) 保育所等で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものであるということ。
- (6) 医療的ケアは『保育の中で医療を提供する』ものであり、看護師(医療的ケアのために都補助金等を活用して配置された者)は児童の医療的ケアに対して配置され、児童の教育・保育の部分を含めたすべてを担うのではないということ。

2 なれ期間(ならし期間)

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登所し、保育に参加すること。保育時間及び実際のケアを確認してもらう期間については、保育所等と相談の上、定めること。児童の様子や状況によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができない場合があること。
- (2) 登所前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 登所後に、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良が発現した場合や、普段と異なる体調の変化が見られた場合は、保育所等が保育の継続が困難と判断し、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、利用中止の場合は、保護者による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

- (5) 体調不良等により、保育所等が必要と判断した場合には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 気管チューブ、栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「様式9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) 受け入れに際しての確認事項として、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。

5 退所等

- (1) 児童の病態の変化等により、保育所等の入所決定時から医療的ケアの内容に変更があった場合は、入所の受け入れの可否について改めて検討を行うこと。
- (2) 保育所の人員、保育所等又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受け入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保護者が共有に関して同意した関係機関と情報を共有すること。
- (2) 緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「様式2. 主治医意見書」、「様式4. 医療的ケア指示書」の内容を嘱託医に情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは事前に保護者に同意を得てから他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

- (1) 「第5 保護者の了承事項」(1)～(6)、「様式1 1. 医療的ケアを実施するにあたっての確認事項」のほか、保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。
- (2) 緊急時に備え、「様式2. 主治医意見書」の写し及び「様式7. 医療的ケア児在籍連絡票」により、最寄りの消防機関に医療的ケア児の保育所利用や救急搬送先を知らせておく等の連携を取り、緊急時の迅速な対応につなげることに同意すること。

様式 1. 医療的ケア実施申込書 [保護者→市]

保護者は、「医療的ケア実施申込書」を記入し、申請に必要な書類とともに市に提出する。

様式 2. 主治医意見書 [主治医→保護者→市]

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記。保護者は、主治医に記入を依頼し市に提出する。

様式 3. 医療的ケア内定（保留）通知書 [市→保護者]

市は受け入れ可能な場合は「医療的ケア内定通知書」を、受け入れが難しい場合は「医療的ケア保留通知書」を保護者に通知する。

様式 4. 医療的ケア指示書 [主治医→保護者→市]

主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記。主治医から保護者を經由して市に提出する。

様式 5. 医療的ケア実施通知書 [市→保護者]

市から保護者に通知する。医療的ケアを安全に実施できる体制整備をして、実施内容を示す。

様式 6. 医療的ケア実施承諾書 [保護者→保育所等]

保護者に医療的ケアの実施内容及び体制などを説明し、同意していただいた上で保護者から保育所に提出する。

様式 7. 医療的ケア児在籍連絡票 [保育所→消防機関]

保育所等は、保護者の同意を得た上で、「様式 2. 主治医意見書」の写しを添付して、消防機関に提出する。また、写しを町へ提出する。

様式 8. 医療機器等預かり同意書 [保護者↔保育所等]

保育中に使用するために預かる医療機器等の取扱いについて確認事項を明記。保護者が保育所等に提出する。

様式 9. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル

保育所等で実施する医療的ケアの内容を記載し、保護者に実施内容を示す。必要に応じて保護者から主治医に内容の確認を求める。

様式 10. 医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

子育て支援課及び保育所から保護者に対し、実施する医療的ケアなどについて説明し、双方で内

容の確認を行う

【参考様式】医療的ケア日誌

保護者と看護師及び保育士が連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行うため活用する。

【参考資料】多摩市保育所における医療的ケア実施要領

【参考資料】多摩市保育所医療的ケア児対応会議設置要綱

医療的ケア実施申込書

1 医療的ケアの実施を申し込みする児童

希望保育園名			
申込児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス
現住所			
電話番号 (携帯番号)			

2 保育所等で実施の申し込みをする医療的ケアの内容及び方法

(該当するケアの内容に○を記入する)

医療的ケアの内容		医療的ケアの内容 保育所等で実施を希望する方法等
吸引	鼻腔 口腔	
経管栄養	胃ろう 経鼻胃管	
導尿		
その他		

医療的ケアに関する主治医の意見書 別紙

多摩市長 殿

上記の医療的ケアについて、保育所等での実施を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

様式 2

主治医意見書

氏名		男・女	生年月日	年 月 日生 歳 ヶ月
保護者氏名				
住所	多摩市			
診断名				
主症状				
既往歴				
現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考になること	身長 (c m) 体重 (k g) 月 日測定			
今後の方針				
服薬状況				
痙攣の既往				
医療的ケアの項目	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 回/ 日 (~ 分で) (口腔・鼻腔)	吸引カテーテル F r cm 吸引圧 (m m H g ・ k P a)		
	<input type="checkbox"/> 経管栄養 回/ 日 (~ 分で)	<input type="checkbox"/> 経鼻胃管 F r cm (内容) <input type="checkbox"/> 胃ろう F r cm (内容)		
	<input type="checkbox"/> 導尿 回/ 日 (~ 時間おき)			
	<input type="checkbox"/> 気管内吸引 回/ 日 (~ 分で)			
	<input type="checkbox"/> その他			

予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応（緊急搬送の目安等）	
集団保育の中での生活	<input type="checkbox"/> 望ましい 理由： <input type="checkbox"/> 望ましくない 理由：	
保育所等生活上の注意・配慮事項	保育所等外保育	<input type="checkbox"/> 可 注意事項： <input type="checkbox"/> 不可
	プール遊び	<input type="checkbox"/> 可 注意事項： <input type="checkbox"/> 不可
日常生活の配慮	項目	内容
	立位・座位の保持	
	食事	
	排泄	
	移動	
予防注射接種状況 （母子手帳添付可）		
現在利用している在宅 ケアサービス	施設名称等	利用回数（週）
	1	
	2	
現在通園している保育 所等 （利用頻度等）		
その他		

記入日 年 月 日

多摩市長 殿

住所

電話番号

医療機関名

医師名

様

多摩市長

医療的ケア内定（保留）通知書

入所希望の相談がありました以下児童の医療的ケアについて検討した結果、下記のとおり判断しましたのでお知らせいたします。

申込児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス
検討結果	内定 ・ 保留		
備考	(保留の場合、保留の理由を記載すること)		

※内定の場合、保護者は保育所等に、主治医からの「様式4 医療的ケア指示書」を提出してください。

※本通知における検討結果が内定の場合でも、医療的ケアの実施が可能であることを通知するものであり、保育所への入所決定を通知するものではありません。

様式 4

医療的ケア指示書

標記の件について、下記のとおり指示いたします。指示期間(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

園名		氏名	
生年月日	令和 年 月 日	歳	主たる疾患名

※該当の指示内容に☑(チェック)・数値等を記入してください。

<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ(切開孔)内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻胃管) <input type="checkbox"/> 経管栄養(胃ろう) <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 鼻、口からの吸引 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()mmHg・kPa以下 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm ※持続吸引について 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()mmHg・kPa 部位(鼻・口) 挿入の長さ()cm <input type="checkbox"/> 気管カニューレ(切開孔)からの吸引(または気管内吸引) 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()mmHg・kPa以下 入口からの挿入の長さ()cm	種類 <input type="checkbox"/> 鼻腔留置チューブ サイズ()Fr. 挿入長さ()cm <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 栄養剤注入 栄養剤 実施時間(:)(:) <input type="checkbox"/> 内容・量(ml) 注入時間(分～ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml以上の時() <input type="checkbox"/> 胃残の性状に異常等がある場合の対応() <input type="checkbox"/> 水分注入 実施時間(:)(:) 内容() 1回量(ml) 注入速度(分～ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が()ml以上の時() <input type="checkbox"/> 胃残の性状に異常等がある場合の対応() <input type="checkbox"/> 薬剤注入 実施時間(:)(:) <input type="checkbox"/> 胃からの脱気 脱気のタイミング ・注入前 ・注入中 ・注入後 ・その他(:) (:)	

の 観 察	<input type="checkbox"/> 気管切開部 <input type="checkbox"/> 単純気管切開 <input type="checkbox"/> 喉頭気管分離 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 肉芽について 有 ・ 無 ・ 検査(ヶ月毎) ・ 不定期(最終検査 年 月) カニューレ(切開孔)の種類()内径()mm 入口から先端までの長さ ()cm カニューレ(切開孔)抜去時や、気管切開部・気管内出血への対応など []
-------------	--

保護者氏名 様

保育所等長

医療的ケア実施通知書

申し込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施することとしますので、通知します。

申込児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス
利用保育所等名			

医療的ケアの内容	実施方法と留意事項	医療的ケアの実施者
① 口腔内の喀痰吸引		
② 鼻腔内の喀痰吸引		
③ 気管カニューレ内の喀痰吸引		
④ 胃ろうでの経管栄養		
⑤ 経鼻経管栄養		
⑥ 導尿（実施期間）		
⑦ その他		

【緊急時の対応】

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容を下に、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いします。

【留意事項】

- (1) 定期的に主治医の検診を受け、結果や指示を市と保育所等に連絡してください。
- (2) 登園時、子どもの健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日医療的ケアの内容について確認し合ってください。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (4) 使用後の物品についてはご家庭に持ち帰り処分をお願いします。
- (5) 災害時に備え、内服薬等は必要数を毎日ご持参ください。

様式 6

年 月 日

保育所等

保育所等施設長 様

保育所等

児童氏名

生年月日

保護者氏名

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知書の内容について承諾しました。

様式 7

(消防機関) 署長 殿

年度 医療的ケア児童在籍連絡票

保育所名 : _____
 保育所所長名 : _____
 担当看護師名 : _____

下記の医療的ケアを実施している児童が在籍しています。

児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス
状況	新規入園 ・ 継続在籍 ・ 2ヶ月を超える休園 ・ 退園		
消防署へ情報提供することについて保護者の同意			有 ・ 無

医療的ケアの内容	実施方法と留意事項	医療的ケアの実施者名
①口腔内の喀痰吸引		
②鼻腔内の喀痰吸引		
③気管カニューレ内の 喀痰吸引		
④ 胃ろう経管栄養		
⑤ 経鼻経管栄養		
⑥ 導尿 (実施期 間)		
⑦具体的な対応		

※毎年5月10日提出締切

※年度途中で医療的ケア児の在籍に変化が生じた場合は、再提出いたします。

保育所等長 殿

医療機器預かり同意書

児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス
預かり期間	年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 3 1 日		
園で使用する医療機器			
名称	数	使用方法・注意点	降園時に返却
(例) 吸引機	1 台	ケーブルの挿入状態を要確認	する

【確認事項】

- 預かり時、上記物品に過不足や不良があった場合、児童をお預かりできない場合があります。
- 園での通常の使用による故障等の場合は、保護者負担により修理・回収を行います。

上記確認事項について、確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

様式9

医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施保育者マニュアル

作成日	
保育所等名	
記入者氏名	

児童名		性別	男 ・ 女
生年月日		クラス	歳児クラス

※状況が変わった場合は加筆・修正し、適宜、見直しをしてください。

児童の状況	【現状】
	【直近】

<p>医療的ケアの内容</p>		
<p>医療的ケアの手順</p>		
<p>緊急時の対応</p>		
<p>緊急時の連絡先</p>	<p>保護者</p> <p>かかりつけ医</p> <p>[その他]</p>	<p>連絡先</p>
<p>主治医確認欄 (※必要な場合のみ)</p>	<p>医療機関名 :</p>	<p>医師名 :</p>

医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

保育所では、医師が必要と認め、医師による指示・指導の範囲内で医療的ケアを行います。

実施する医療的ケアは、児童の安全性を確保するため、医療的ケアの内容や程度等についてあらかじめ対応可能な範囲を定めて決定するため、医療的ケアの範囲や実施する時間・実施個所は限定した内容になります。

医療的ケアは、保育所等に配置された看護師等が主治医の指導を受け、安全性が確認できた場合に実施します。

医療的ケアの実施が認定されていない保育士等の職員は、保育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いいたします。

1. 医療的ケアは、看護師または児童の医療的ケアの実施について認定を受けた保育士が実施します。
2. 医療的ケアの実施には、主治医の意見書及び指示書が必要です。
3. 園の看護師（医療的ケアのために配置されている者を除く）は、保育所等全体の看護師業務も行うため、常時児童のケアにかかることはできません。
4. 医療的ケアを実施できるのは、平日（月～金）の午前8時30分から午後4時30分までです。また、保育所等との調整により変更がある可能性があります。
5. 医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、お預かりできない場合があります。
6. 登所の際には児童の体調を把握し、日々保育所等の職員と情報共有を行うようにしてください。児童の体調が悪いと判断された時は無理をせず、ご連絡ください。
7. 緊急時を含め、保育所等からご連絡する場合がありますため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
8. 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医や医療機関の協力依頼などの連携を図ってください。
9. 感染等の流行があった際にはお知らせいたしますので、主治医への相談など必要な対応をとってください。
10. 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品は、ご家庭でご用意の上ご持参ください。
11. 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご協力ください。
12. 医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、速やかに主治医の意見書及び指示書を再提出してください。
13. 保育所等の状況により、その他ご協力いただくことがあります。よろしくをお願いいたします。

多摩市役所子育て支援課 計画推進・保育担当

【参考様式】

医療的ケア日誌

児童氏名				医療的ケア の種類		
クラス		性別	男・女			

年 月 日 ()	所長		主任 保育士		担当 看護師	
家庭での様子聞き取り内容						
保育所等での様子 医療的ケアの状況						

年 月 日 ()	所長		主任 保育士		担当 看護師	
家庭での様子聞き取り内容						
保育所等での様子 医療的ケアの状況						

年 月 日 ()	所長		主任 保育士		担当 看護師	
家庭での様子聞き取り内容						
保育所等での様子 医療的ケアの状況						

【参考資料1】

多摩市保育所における医療的ケア実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保育所において実施する医療的ケア（日常生活を営むために必要な医療的介護行為をいう。以下同じ。）の内容、実施手続等の必要な事項について定めるものとする。

(医療的ケアの内容)

第2条 保育所において実施する医療的ケアは、医療的介護行為のうち治療を目的としない次に掲げるもので、当該保育所の活動の妨げにならない範囲の内容、頻度等で行うことができるものとする。

- (1) 経鼻又は胃ろうによる経管栄養
- (2) 口腔内、鼻腔内又は気管切開孔の吸引
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認めるもの

(医療的ケアの実施の申請)

第3条 市長は、医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）が保育所における医療的ケアの実施を希望するときは、当該医療的ケア児の保護者（以下「保護者」という。）からの申請により、医療的ケアの実施の判断をするものとする。

- 2 前項の申請は、多摩市保育所医療的ケア実施申請書（第1号様式）に、保護者の依頼により医療的ケア児が診療を受ける医療機関の医師（以下「主治医」という。）の作成する医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書（第2号様式。以下「主治医意見書」という。）及び医療的ケア指示書（第3号様式。以下「指示書」という。）を添付して行うものとする。

(医療的ケア児対応会議による協議)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、多摩市保育所医療的ケア児対応会議設置要綱（令和4年多摩市告示第91号）第1条に規定する多摩市保育所医療的ケア児対応会議（以下「医療的ケア児対応会議」という。）による協議を求めるものとする。

- 2 医療的ケア児対応会議は、保育所における医療的ケアの実施を希望する医療的ケア児に係る当該実施の可否、医療的ケアの内容、保育所における医療的ケアの適切な実施のため必要な事項等について協議を行うものとする。
- 3 前項の協議は、主治医意見書、指示書、医療的ケア児の状況、保育所等における保育観察資料その他必要な資料等に基づき行うものとする。

(医療的ケア児に係る保育所対象者の決定等)

第5条 市長は、医療的ケア児について、医療的ケア児対応会議による医療的ケアの実施の可否及び医療的ケアの内容等に係る協議の結果を勘案し、保育所の対象者としての可否、医療的ケアの実施内容等を決定するものとする。

(医療的ケア実施計画書の作成)

第6条 市長は、前条の規定により医療的ケアの内容等を決定したときは、多摩市保育所医療的ケア実施計画書（第4号様式。以下「医療的ケア実施計画書」という。）を作成するものとする。

2 市長は、医療的ケアの実施内容等について、医療的ケア実施計画書により当該医療的ケアの対象となる医療的ケア児及び保護者に説明し、保護者の同意を得るものとする。

(医療的ケアの実施)

第7条 医療的ケアは、医療的ケア児が入所する保育所で当該医療的ケア児を担当する看護師が主治医意見書及び指示書に基づき行い、当該保育所の職員は必要に応じてこれを援助するものとする。

2 医療的ケアの実施に当たっては、医療的ケア児の状況等に十分な注意を払い、感染予防等の安全への配慮及び事故防止に努めるとともに、危機管理体制を確保するものとする。

3 市長は、医療的ケア児の体調その他の事由により医療的ケア児の安全が確保できないと判断するときは、直ちに医療的ケアを中止し、保護者に連絡するものとする。

(主治医への照会)

第8条 市長は、医療的ケアの実施に当たり必要と認めるときは、主治医意見書又は指示書の内容その他の医療的ケアを適切に行うため必要な事項について、主治医に照会し、確認を行うものとする。

(承諾事項)

第9条 市長は、医療的ケアの実施に当たり、次に掲げる事項について保護者の確認及び承諾を得るものとする。

- (1) 市長が必要と認めるときは、保護者の負担で主治医の診療を受けること。
- (2) 医療的ケア児の状況により、保育所から主治医に指示内容の確認を行う場合があることについて保護者から主治医に説明し、その承諾を得ること。
- (3) 保護者が医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品を準備した上で、これらを清潔な状態に保ち、保育所へ持参すること。
- (4) カテーテルの交換及び装着は、保護者の責任において、自宅で又は主治医の診療時に行うこと。
- (5) 市長が医療的ケア児の安全が確保できないと判断するときは、医療的ケアを中止すること。
- (6) 緊急時に備え、連絡先を保育所に伝え、常時連絡が可能な状況を確保すること。
- (7) 医療的ケア実施計画書に記載された内容に変更が生じたときは、多摩市及び保護者の双方で協議すること。
- (8) 主治医の指示があったとき、保育所の活動への支障が生じたときその他医療的ケアを適切に実施するための条件の確保が困難なときは、医療的ケアを終了する場合があること。

(医療的ケアの実施期間)

第10条 医療的ケアを実施する期間は、市長が保育所への入所期間として決定した期間の初日から当該期間の末日（次条の規定により医療的ケアを終了する場合は、終了する日）までとする。

2 前項に規定する実施期間は、第3条第1項の規定による保護者からの申請により、第4条及び第5条に規定する手続を経て、これを更新することができるものとする。

(医療的ケアの終了)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、医療的ケアを終了するものとする。

- (1) 保護者から医療的ケアの終了の申出があったとき。

- (2) 主治医から医療的ケアの終了の指示があったとき。
- (3) 医療的ケアにおける安全の確保が困難となったとき。
- (4) 保育所の活動に支障が生じ、又は医療的ケアを実施するために必要な人員の配置その他の条件の確保が困難であると市長が認めるとき。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、保育所における医療的ケアの実施に関し必要な事項は、子ども青少年部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

【参考資料 2】

多摩市保育所医療的ケア児対応会議設置要綱

令和 4 年 3 月 23 日 多摩市告示第 91 号

多摩市保育所医療的ケア児対応会議設置要綱

(設置)

第 1 条 医療的ケア（日常生活を営むために必要なたんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為をいう。以下同じ。）が必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の保育所等（その利用について多摩市保育の実施に関する条例施行規則（平成 26 年多摩市規則第 78 号）第 3 条の規定により多摩市長（以下「市長」という。）に申請しなければならないものをいう。以下同じ。）への入所、保育所等における医療的ケアの実施その他医療的ケア児の保育内容について協議するため、多摩市保育所医療的ケア児対応会議（以下「保育所医療的ケア児対応会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 保育所医療的ケア児対応会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児が保育所対象児（保育所等において提供が可能な医療的ケア等の合理的配慮があれば集団保育を受けることができる児童をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判定、保育所等における医療的ケアの実施等に係る基準に関する事。
- (2) 医療的ケア児が保育所対象児に該当するか否かの個別的な判定に関する事。
- (3) 保育所等で実施する個別的な医療的ケアの内容、実施計画等に関する事。
- (4) 保育所等で実施する医療的ケア児の保育内容に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保育所等における医療的ケアを適切に実施するため市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 保育所医療的ケア児対応会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 子ども青少年部子育て支援課長
- (2) 子ども青少年部子育て支援課計画推進・保育担当主査のうち保育所の入所に係る事務を担当するもの
- (3) 健康福祉部健康推進課健康推進担当主査のうち医療的ケア児に係る事務を担当するもの
- (4) 健康福祉部障害福祉課の係長又は担当主査のうち医療的ケア児に係る事務を担当するもの
- (5) 医療的ケア児が入所を希望し、又は在籍する保育所等（以下「入所保育所等」という。）の保育所等長
- (6) 入所保育所等の看護師
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 保育所医療的ケア児対応会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は子ども青少年部子育て支援課長をもって充て、副委員長は委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 保育所医療的ケア児対応会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 保育所医療的ケア児対応会議の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、保育所医療的ケア児対応会議の会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 保育所医療的ケア児対応会議の庶務は、子ども青少年部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、保育所医療的ケア児対応会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

【参考資料3】

多摩市認可保育所等医療的ケア児の受入れに関する連携体制

